

意見書案第 6 号

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた議論の推進を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

提出者	海老名市議会議員	田 中 ひろこ
賛成者	同	吉 田 みな子
同	同	三 宅 紀 昭
同	同	鈴 木 さよ子
同	同	ありい あいこ

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた議論の推進を求める意見書

1979年に国連で採択されたあらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障し、性差別をなくすことをうたった「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」を、日本は1985年に批准した。しかし、1999年に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書（女性差別撤廃条約選択議定書）」の批准には至っていない。

選択議定書は、条約で保障されている権利が侵害され、救済を求める国内法の手続が尽くされた後も権利回復がなされていない場合、女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求める手続を定めている。また、調査制度は、女性差別撤廃委員会が女性差別撤廃条約に定める権利において、重大又は組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合、当該国の協力の下で調査し、当該国に調査結果を意見・勧告とともに送付する制度である。選択議定書の批准は、条約の実効性を強化することになる。

日本の2024年のジェンダーギャップ指数の総合順位は146か国中118位となっており、特に政治・経済分野の男女格差は大きい。政府が策定した第5次男女共同参画基本計画において、選択議定書については「諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と掲載されており、性別による差別、格差をなくすためにも具体的な取り組みを加速させる必要がある。

よって、国に対し女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた議論をより一層推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月30日

海老名市議会議長
森 下 賢 人